

Q11 相当の利益には何がありますか？

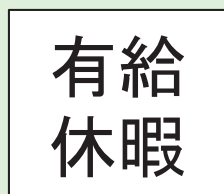
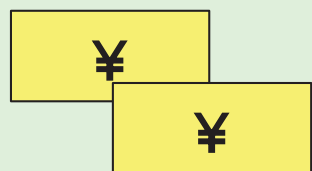
A11

「相当の利益」の例として、金銭以外のものとして、以下のような利益が挙げられます。なお、職務発明をしたことを理由として、それらの利益が与えられることを従業員に判るようにする必要があります。

- ・会社負担による留学の機会
- ・ストックオプション(決められた価格で自社株を買う権利)
- ・金銭的処遇の向上を伴う昇進や昇格
- ・有給休暇(法令や就業規則が定めた日数・期間を超えるもの)
- ・職務発明に係る特許権を使用する権利

注意点として、「相当の利益」は経済的な価値がある必要があります。そのため、例えば表彰状のように発明者の名誉を表すだけでは、それ自体に経済的な価値はなく、「相当の利益」としては不十分です。

「相当の利益」の例



等

